第六十二条の四中「第三十項第二項」の下に「に定める基準（同令第五十八条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車にあつては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）」を加える。

第六十三条中「掲げる基準」の下に「（同令第五十八条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車にあつては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）」を加える。

附則第十項から第九十六項までを削る。

第三条　道路運送車両法施行規則の一部を次のように改正する。

第三十六条第六項中「、第七項」を削り、「第十三項」を「第十四項」に、「第二十一項」を「第二十四項」に改める。

第六十三条中「第十四項」を「第十六項」に、「第二十一項」を「第二十四項」に改め、同条第四号を削り、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　道路運送車両の保安基準第三十一条第九項の二輪の小型自動車にあつては、同項及び同条第十六項の基準

第六十三条に次の一号を加える。

六　道路運送車両の保安基準第三十一条第十五項の大型特殊自動車にあつては、同項並びに同条第十六項及び第二十四項の基準

（沖縄の復帰に伴う運輸省令の適用の特別措置等に関する省令の一部改正）

第四条　沖縄の復帰に伴う運輸省令の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項及び第四項を削り、同条中第五項を第三項とし、同条第六項中「旧沖縄自動車」を「法の施行前に製作され、かつ、法の施行の際沖縄県の区域に存する自動車であつて、法の施行後沖縄県の区域において運行の用に供されるもの（以下この条において「旧沖縄自動車」という。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第七項を第五項とし、第八項を第六項とし、同条に次の一項を加える。

7　前項までに定めるもののほか、沖縄県の区域において運行の用に供される自動車に対する本土保安基準の規定の適用に関し必要な事項は、告示で定める。

（道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成十年運輸省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条及び第四条を削る。

（道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令の一部改正）

第六条　道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成十二年運輸省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「同条第十四項」を「同条第十六項」に、「同条第十九項ただし書きを削り、同条第二十一項中「（第十三項の自動車であつて同項の表の第二号に掲げるものにあつては、第一号イに掲げる運転条件を除く。）」を「同条第二十一項ただし書き」に改め、道路運送車両の保安基準第五十八条第一項の表第六十六号に次のように加える改正規定並びに同条第百十二項及び第百十三項の改正規定を削る。

附則第三条及び第四条を削る。

○国土交通省令第百十五号

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則を次のように定める。

平成十三年八月三日　国土交通大臣　林　寛子

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進（第二条―第二十五条）
第三章　地方公共団体等による高齢者向けの優良な賃貸住宅の供給の促進等（第二十六条―第四十九条）
第四章　終身建物賃貸借（第五十条―第五十七条）
第五章　雑則（第五十八条・第五十九条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　耐火構造の住宅　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二イに掲げる基準に適合する住宅をいう。

二　準耐火構造の住宅　耐火構造の住宅以外の住宅で、建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当するもの又はこれに準ずる耐火性能を有する構造の住宅として住宅金融公庫法施行規則（昭和二十九年大蔵建設省令第一号）第一条各号に該当するものをいう。

三　所得　入居者及び同居する者の過去一年間における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二編第二章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額（給与所得者が就職後一年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不適当である場合においては、都道府県知事が認定した額（地方公共団体が整備及び管理を行う高齢者向けの優良な賃貸住宅に係る入居者及び同居する者の所得金額については、当該地方公共団体の長が認定した額とし、法第五十条の規定による地方公共団体の要請に基づいて都市基盤整備公団（以下「公団」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）が整備及び管理を行う高齢者向けの優良な賃貸住宅に係る入居者及び同居する者の所得金額については、当該地方公共団体の長が認定した額とし、公団が整備及び管理を行う法第五十三条第一項各号に規定する基準に適合する賃貸住宅に係る入居者及び同居する者の所得金額については、公団が認定した額とする。）。以下この号において「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を十二で除した額をいう。

イ　同居する者又は所得税法第二条第一項第三十三号に規定する控除対象配偶者（以下この号において「控除対象配偶者」という。）若しくは同項第三十四号に規定する扶養親族（以下この号において「扶養親族」という。）で入居者及び同居する者以外のもの一人につき三十八万円

ロ　控除対象配偶者が所得税法第二条第一項第三十三号の二に規定する老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族に同項第三十四号の三に規定する老人扶養親族がある場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき十万円

ハ　扶養親族に所得税法第二条第一項第三十四号の二に規定する特定扶養親族がある場合には、その特定扶養親族一人につき二十万円

ニ　入居者又はイに規定する者に所得税法第二条第一項第二十八号に規定する障害者がある場合には、その障害者一人につき二十七万円（その者が同項第二十九号に規定する特別障害者である場合には、四十万円）

ホ　入居者又は同居する者に所得税法第二条第一項第三十号に規定する老年者がある場合には、その老年者一人につき五十万円（その者の所得金額が五十万円未満である場合には、当該所得金額）

ヘ　入居者又は同居する者に所得税法第二条第一項第三十一号に規定する寡婦又は同項第三十一号の二に規定する寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫一人につき二十七万円（その者の所得金額が二十七万円未満である場合には、当該所得金額）

第二章　高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進

（供給計画の認定の申請）

第二条　高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）第三十条第一項の認定の申請は、別記様式第一号の申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。

2　前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一　賃貸住宅の位置を表示した付近見取図

二　縮尺、方位、賃貸住宅の敷地の境界線及び敷地内における賃貸住宅の位置を表示した配置図